

諮問番号：令和元年度諮問第 1 号

答申番号：令和元年度答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇氏が平成 30 年 7 月 6 日付けで提起した袖ケ浦市長（処分庁：企画財政部課税課）による平成 30 年度千葉県袖ケ浦市固定資産税・都市計画税納税通知書に関する賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しに対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが相当である。

第 2 事実経過

- 1 袖ケ浦市長は、審査請求人が所有する袖ケ浦市〇〇〇〇〇〇土地区画整理〇〇街区〇画地の土地について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「税法」という。）第 410 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 30 日付けで固定資産の価格等を決定した上、固定資産課税台帳（土地補充課税台帳）に登録した。
- 2 平成 30 年 4 月 6 日、袖ケ浦市長は、審査請求人に対し、本件処分を行うとともに、同月 11 日付けで、平成 30 年度千葉県袖ケ浦市固定資産税・都市計画税納税通知書（通知番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）を送付した。
- 3 審査請求人は、平成 30 年 7 月 6 日、袖ケ浦市長に対し、本件審査請求を行った。
- 4 平成 31 年 2 月 7 日、袖ケ浦市役所において、口頭意見陳述を実施した。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) みなす課税及び土地課税地目に関する説明並びに総務企画常任委員会における企画財政部長の発言について
 - ア 処分庁は、袖ケ浦市〇〇〇〇〇〇〇〇土地区画整理事業区域内の土地に対する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）のみなす課税に関して、個別に説明する予定としていたが何ら説明はなく、みなす課税に対する土地課税地目に関する説明もなかった。そして、固定資産税等の課税誤りに関する説明会の質問に対しても返答がされているか疑問である。
 - イ また、総務企画常任委員会の企画財政部長の発言からも、袖ケ浦市は、みなす課税を意図的に間違えて、高い税金を騙せるところから取ろうとしている。

ウ したがって、本件処分は違法又は不当であり、取り消されるべきである。

- (2) 平成30年度千葉県袖ヶ浦市土地・家屋課税資産の明細に係る記載について

平成30年度千葉県袖ヶ浦市土地・家屋課税資産の明細（以下「本件明細」という。）において、従前地の記載をすることなく、仮換地のみの記載となっている。本来、課税内容について仮換地に対応する従前地の記載も入れるべきであり、このような従前地の記載のない本件処分は、違法又は不当であり、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) みなす課税及び土地課税地目に関する説明並びに総務企画常任委員会における企画財政部長の発言について

ア 審査請求人が主張するみなす課税及び土地課税地目に関する説明については、法令等に基づくみなす課税の法的根拠に関与するものではなく、本件審査請求の趣旨と何ら関連性がない。

イ 総務企画常任委員会における企画財政部長の発言についてもアと同様である。

ウ したがって、本件処分に違法又は不当な点はなく、取り消す理由にはならない。

- (2) 平成30年度土地家屋課税資産の明細に係る記載について

本件明細については、地方税法に則って必要となる事項を記載しており、本件処分に違法又は不当な点はなく、取り消す理由とはならない。

第4 審理員意見の要旨

- 1 みなす課税及び土地課税地目に関する説明並びに総務企画常任委員会における企画財政部長の発言について

- (1) 審査請求人の処分庁がみなす課税の説明を怠っているという主張は、信義則上の説明義務違反を構成し、本件処分に違法又は不当があるとするものと解される。

- (2) この点について、証拠書類及び平成31年2月7日に実施した本件口頭意見陳述の全趣旨に鑑みれば、〇〇工区の地権者に対する個別の通知については、平成27年〇月〇〇日付け袖課第〇〇〇〇号において行っていること、課税誤りに関する説明会における質問について、再発防止策の公表をして欲しいという表現に対しては、平成30年2月28日に市のホームページ等において公表していることなどが認められる。

そして、土地課税地目に関する説明は、市街化区域農地に関する説明がない点を主張するものであるが、市街化区域農地に該当するかどうか

は、全体の土地の利用を踏まえ、現況において市が判断するものであって、個別に説明しなければならないとする法的義務を構成する性質を有する事柄であるとまではいえない。

これらの証拠資料からも、説明義務を怠っていると認めるに足りる事実はなく、審査請求人の主張を採用することは困難であるといわざるを得ない。

(3) また、総務企画常任委員会における企画財政部長の発言については、本件処分と何ら関係がなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

(4) したがって、本件処分は違法又は不当があるとはいえない。

2 平成30年度土地家屋課税資産の明細に係る記載について

(1) 土地等に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合には、課税内容について、納税者が理解した上で納税をすることができるよう税法第364条第3項第1号において規定されている。同号では、土地については、「所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格」を記載した文書を当該納税者に交付しなければならないと定めている。

(2) 本件では、本件明細において、所在及び地番は「〇〇〇〇〇〇土地区画整理〇〇ー〇」、地目は「〇〇〇」、地積は「〇〇〇㎡」、当該年度の固定資産税に係る評価額は「〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」、固定資産税課税標準額及び都市計画税課税標準額は「〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」といった税法に則った事項を遺漏なく記載しているほか、固定資産税相当額等その他の項目も記載しているといえることができる。

(3) したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

平成31年4月23日 審査庁から諮問

令和元年5月15日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

(1) みなす課税及び土地課税地目に関する説明並びに総務企画常任委員会における企画財政部長の発言について

ア 本件口頭意見陳述の全趣旨及び証拠書類によれば、処分庁は、みなす課税の実施にあたって、対象地権者に個別に通知し、及び〇〇〇〇〇〇

土地区画整理組合総代会で説明することを予定し、実際に当該通知及び説明を行った経緯が認められる。このことから、対象地権者に個別の説明をしないことをもって、説明義務を怠っているとまではいえない。

また、土地課税地目に関する説明については、審理員意見の要旨のとおり、個別に説明しなければならないとする法的義務を構成する性質を有する事柄であるとはいえない。

イ 総務企画常任委員会における企画財政部長の発言については、審理員意見の要旨のとおり、本件処分との関係がないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

ウ したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 平成30年度土地家屋課税資産の明細に係る記載について

土地に係る課税明細書には、税法第364条第3項第1号において、土地課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載することを規定している。

また、税法第343条第6項の規定に基づき仮換地の所有者とみなされる者に対して課税する場合には、税法第381条第8項において、従前地に関する事項ではなく、仮換地の所有者とみなされる者の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び基準年度の価格等の仮換地に関する事項について登録する旨を規定している。

本件明細についてみると、これらの規定に則り必要な事項が記載されていることから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないが、処分庁は、納税者から課税根拠、納税通知書記載事項等について相談等があった際には、より丁寧に対応及び説明を行うことで、納税者の理解を得られるように努めていただきたい。

3 結論

本件審査請求は、理由がないものと認められるので、上記第1のとおり判断する。

袖ヶ浦市行政不服審査会

会長 阿津 光夫

委員 進藤 太

委員 田代 悦子

委員 高橋 信正

委員 齋藤 克己